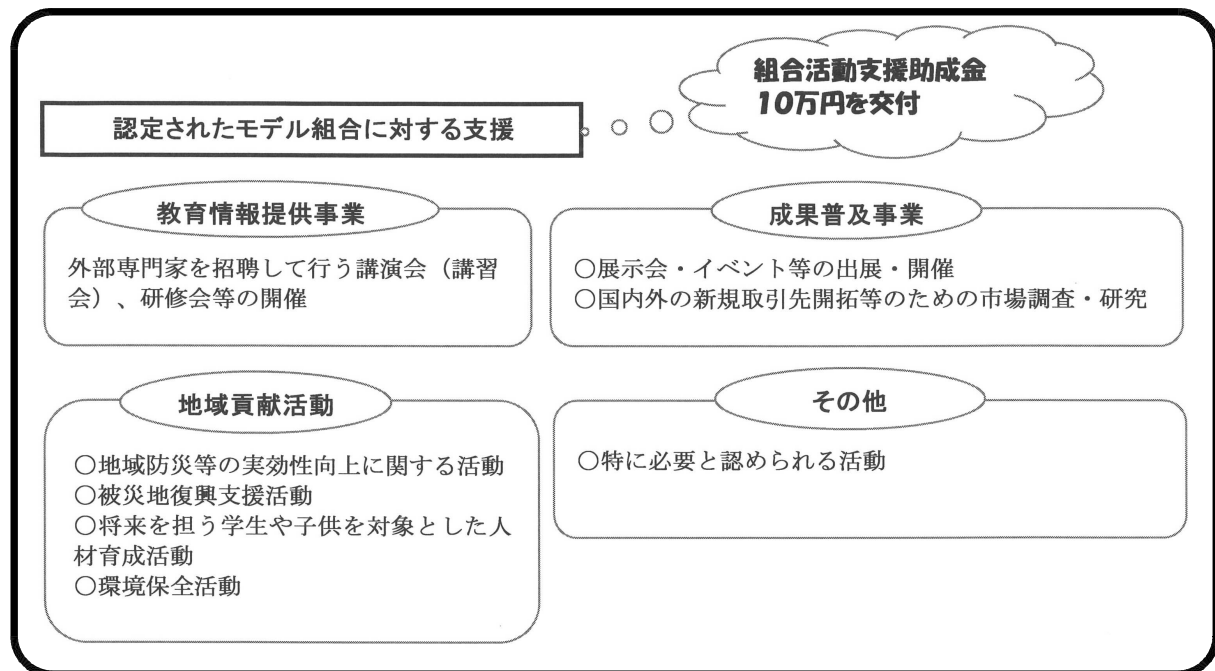


令和3年度 モデル組合を募集します！！

～ あなたの組合を「モデル組合」に認定！ ～

徳島県中小企業団体中央会では、共同事業活動を活発に行い、業績が優良で、他の模範となる中小企業組合をモデル組合として認定し、その優れた共同事業運営の仕組みを県内各組合で共有化することで、県内中小企業の組織化推進、県内組合のレベルアップを図るため、先進事例としてご協力頂く組合を募集します。



1. “モデル組合”の申請要件

徳島県中小企業団体中央会会員組合であって、次の①～⑩のすべてを満たす組合です。

- ① 組合設立後15年以上経過していること。
- ② 組合の事業運営、組織運営が適切で、かつ財務内容が堅実であること。
- ③ 組合の事業が組合員の利用状況、事業規模の拡大状況等からみて活発に行われていること。
- ④ 専従役員が1名以上いること又はそれと同等の事務処理が可能な体制となっていること。
- ⑤ 中央会の指導を受けていること。
- ⑥ 根拠法、その他の法令に違反していないこと。
- ⑦ 定款が法令に違反していないこと。
- ⑧ 事業報告書、決算関係書類の作成方法等が法令に違反していないこと。
- ⑨ 過去3年間の決算において、連続して当期損失を計上していないこと。
- ⑩ 直近決算において、差引正味財産が出資額を下回っていないこと。

2. 受付期間・認定方法

令和3年7月21日（木）～令和3年8月20日（金）

モデル組合認定審査委員会にて審査後、「モデル組合」として認定します。

3. 提出書類

- (1) モデル組合認定応募申請書（応募様式1）
- (2) 組合の概要書（応募様式2）
- (3) 添付書類
 - ① 定款
 - ② 最近3年間の事業報告書及び決算関係書類
 - ③ 役員名簿
 - ④ 組合員名簿
 - ⑤ その他参考となる資料

※応募様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

4. “モデル組合”に認定されると

- (1) モデル組合認定証及び楯が贈呈されます。
- (2) 教育情報提供事業、成果普及事業、地域貢献活動等の事業活動に対して、組合活動支援助成金10万円の助成が受けられます。

5. “モデル組合”になったら何をするの？

- (1) 組合の事業活動を本会ホームページ・情報誌等による情報発信の協力
- (2) 本会主催の組合事務局交流会等での活動内容の報告と資料提供

詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

徳島県中小企業団体中央会 総務課 担当 坂東
〒770-8550 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階
TEL：088-654-4431 FAX：088-625-7059